（遺族共済年金の転給等の請求）

第三十一条　廃止前農林共済法第五十条第一項の規定により所在不明である者の遺族共済年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、次に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、性別、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号並びに組合員（旧農林共済組合の組合員をいう。以下この条において同じ。）であった者との続柄

二　組合員であった者の氏名、性別、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

三～八　（略）

2　（略）

（妻に対する加算に関する届出）

第三十二条　廃止前農林共済法第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金の受給権者である妻は、廃止前農林共済法第五十一条第二項に規定する他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法による年金である給付又は同項に規定する厚生年金保険法による年金である保険給付であって廃止前農林共済法第四十八条に相当する規定により加算する額が加算されたもの（以下この条において「妻に対する加算がされた年金」という。）の支給を受けることができることとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

（遺族年金の加算に関する届出）

第四十一条　廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第三項の規定により同条第一項又は第二項の規定による加算が行われていない遺族年金の受給権者は、廃止前昭和六十一年農林共済改正令（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十四年統合法整備政令第一条の規定により廃止された廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十七号）をいう。以下本条において同じ。）附則第四十七条第二項に定める場合に該当しないこととなったときは、その事実を明らかにする書類を添えて、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族年金の受給権者は、廃止前昭和六十一年農林共済改正令附則第四十七条第三項に定める年金である給付の支給を受けることができる場合であって同条第二項に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　住所、氏名、生年月日及び個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

（遺族共済年金の転給等の請求）

第三十一条　廃止前農林共済法第五十条第一項の規定により所在不明である者の遺族共済年金の支給の停止を申請し、同条第二項の規定によりその支給を請求しようとする同順位者又は次順位者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の住所、氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号並びに組合員（旧農林共済組合の組合員をいう。以下この条において同じ。）であった者との続柄

二　組合員であった者の氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

三～八　（略）

2　（略）

（妻に対する加算に関する届出）

第三十二条　廃止前農林共済法第四十八条の規定によりその額が加算された遺族共済年金の受給権者である妻は、廃止前農林共済法第五十一条第二項に規定する他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法による年金である給付又は同項に規定する厚生年金保険法による年金である保険給付であって廃止前農林共済法第四十八条に相当する規定により加算する額が加算されたもの（以下この条において「妻に対する加算がされた年金」という。）の支給を受けることができることとなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　遺族共済年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

（遺族年金の加算に関する届出）

第四十一条　廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第三項の規定により同条第一項又は第二項の規定による加算が行われていない遺族年金の受給権者は、廃止前昭和六十一年農林共済改正令（平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十四年統合法整備政令第一条の規定により廃止された廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第六十七号）をいう。以下本条において同じ。）附則第四十七条第二項に定める場合に該当しないこととなったときは、その事実を明らかにする書類を添えて、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）

2　廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第四十一条第一項又は第二項の規定によりその額が加算された遺族年金の受給権者は、廃止前昭和六十一年農林共済改正令附則第四十七条第三項に定める年金である給付の支給を受けることができる場合であって同条第二項に定める場合に該当することとなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　遺族年金の受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二・三　（略）